

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する審査会合への対応について（島根2号炉 保安規定）

2. 日時：令和5年12月7日 13時30分～13時50分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

齋藤安全規制調整官、皆川管理官補佐、義崎上席安全審査官、

伊藤（拓）安全審査官、宮崎安全審査専門職、

伊藤（謙）原子力規制専門員

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 部長（原子力管理） 他15名

5. 要 旨

（1）中国電力株式会社から、本日の第1209回審査会合の議題1において指摘がなされた別紙に示す事項について確認があった。

（2）原子力規制庁は、本日の審査会合の指摘を踏まえた説明資料の作成を指示するとともに、指摘事項に対する回答については、今後、審査会合等において確認していく旨伝えた。

（3）中国電力株式会社から、了解した旨の回答があった。

6. その他

関連資料：

- ・ 別紙（原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合（第1209回）島根原子力発電所2号炉に関する指摘内容）

原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合（第1209回）
島根原子力発電所2号炉に関する指摘内容

＜新規制基準への適合性確認に係る保安規定変更認可申請（補正）について（SA設備のLCO/AOTコメント回答）＞

- サプレッションチェンバを水源とした残留熱代替除去系のサーベイランスについて、今回停止期間のみだけでなく以降の期間においても放射線防護上の観点に留意しつつ実施するための方法や、それらの実現可能性を網羅的に検討し、その結果及びその結果を踏まえた残留熱代替除去系のサーベイランスの実施方法について説明すること。

＜新規制基準への適合性確認に係る保安規定変更認可申請（補正）について（原子力安全文化の育成および維持活動体制の見直し）＞

- 監視・評価活動について、実効的に行うために必要な事項（教育等）を整理したうえで、当該事項に対する取組内容を説明すること。
- 監視評価グループが監視対象である本社組織や発電所組織と同じ電源事業本部に所属することについて、電源事業本部の内部又は外部いずれに設置することが適切か以下の観点から比較検討した上で説明すること。
 - ✓ 効果的な監視・評価活動が実施できる体制か
 - ✓ 社長がトップマネジメントとしてどのように関与することが適切か
- 原子力強化プロジェクトのこれまでの役割及び現在の役割を踏まえたうえで、原子力安全文化の育成および維持活動を電源事業本部に集約する体制に見直すこととした考え方を整理して説明すること。
- 保安規定第2条の3（安全文化の育成および維持）において表明する事業者の責務について、当該責務を果たすためにどのような取組を実施するのか、また、その取組に関して、保安規定のどの条文に関連付けて保安活動に展開するのか整理して説明すること。

以上